

第1条 BizSTATION エクスプレス口振サービス(日短)

1. BizSTATION エクスプレス口振サービス(日短)とは

- (1) BizSTATION エクスプレス口振サービス(日短)(以下「Biz 口振日短サービス」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスまたはBizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」(第1条において「Biz 口振サービス」といいます。)をお申込のお客さまが、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定または BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(第1条において総称して「Biz 口振関連規定」といいます。)で定められた締切時間を越えて口座振替取引の依頼内容が確定となるデータの送付(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い、Web 承認の承認方法を選択された場合に依頼のための承認操作を行うことを含みます。以下同じです。)を行なうことができるサービスのことをいいます。
- (2) Biz 口振日短サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION エクスプレス口振サービス利用規定(以下「Biz エクスプレス口振サービス規定」といいます。)および Biz 口振関連規定を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」(以下同じです。)等に Biz 口振日短サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz エクスプレス口振サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz エクスプレス口振サービス規定が優先されるものとします。

2. 内容

- (1) 口座振替取引依頼の内容が確定となるデータの送付締切時間は、引落日 2 営業日前の午後 6 時とします。
- (2) Biz 口振日短サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz 口振日短サービス対象の取引となります。当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz 口振日短サービス対象とはなりません。

3. 手数料

- (1) Biz 口振日短サービスの利用にあたっては、Biz 口振日短サービス初期手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また Biz 口振日短サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 口振日短サービス初期手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 口振日短サービス初期手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日ににおける当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
- (2) Biz 口振日短サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼は、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振日短サービスの従量料金を加えた手数料および消費税をいただきます。かかる手数料金額は、当行所定のものといたします。なお、当行は BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振日短サービスの従量料金を加えた手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた指定の預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。
- (3) 引落済の手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

4. 利用申込・サービスの取止め

- (1) Biz 口振日短サービスは、口座振替サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。ただし、データの件数等によっては、お申込いただけない場合があります。
- (2) Biz 口振日短サービスの利用を申込まれる方は、Biz エクスプレス口振サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
- (3) 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 口振日短サービスのお申込を承諾しないことがあります。
- (4) お客さまは、当行所定の方法により Biz 口振日短サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。
- (5) Biz 口振サービスを取止める場合は、Biz 口振日短サービスも取止めるものとします。

5. 当行からのサービス取止め・サービス廃止

- (1) 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 口振日短サービスを取止めできるものとします。
- (ア) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
- (イ) お客さまが Biz 口振日短サービスの契約に違反したとき。
- (2) BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 口振日短サービスも当然に取止めになります。
- (3) Biz 口振日短サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。
- (4) BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 口振日短サービスによる取引に使用する口座が解約されたときは、Biz 口振日短サービスも当然に終了するものとします。

第2条 BizSTATION エクスプレス口振サービス(分割入金)

1. BizSTATION エクスプレス口振サービス(分割入金)とは

- (1) BizSTATION エクスプレス口振サービス(分割入金)(以下「Biz 口振分割入金サービス」といいます。)とは、BizSTATION 口座振替サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスおよび BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」を含みます。以下「Biz 口振サービス」といいます。)をお申込のお客さまが、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座から引落した金額の合計額を、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条で定められた入金日より前に、委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金を行うことができるサービスのことをいいます。
- (2) Biz 口振分割入金サービスの利用にあたっては、Biz エクスプレス口振サービス規定、ならびに BizSTATION 口座振替サービス 利用規定、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下総称して「Biz 口振関連規定」といいます。)を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」等に Biz 口振分割入金サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz エクスプレス口振サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz エクスプレス口振サービス規定が優先されるものとします。

2. 内容

- (1) 当行は、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座から、引落日の当行所定時間までに実施される初回引落処理で引落した金額の合計額においては引落日の当日に、初回引落処理で資金不足になった後、引落日当日の当行所定時間までに入金等により引落した金額の合計額においては引落日の翌営業日に、委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金するものとします。
- (2) 前項に限らず、何らかの事由による引落取消が発生した場合は、その金額について入金を取消する場合があります。
- (3) Biz 口振分割入金サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz 口振分割入金サービス対象の取引となります。当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz 口振分割入金サービス対象とはなりません。

3. 手数料

- (1) Biz 口振分割入金サービスの利用にあたっては、Biz 口振分割入金サービス初期手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz エクスプレス口振分割入金サービス初期手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz エクスプレス口振分割入金サービスおよび消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
- (2) Biz 口振分割入金サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼は、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振分割入金サービスの従量料金を加えた手数料および消費税をいただきます。かかる手数料金額は、当行所定のものといたします。なお、当行は BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振分割入金サービスの従量料金を加えた手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた指定の預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。
- (3) 引落済の手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

4. 利用申込・サービスの取止め

- (1) Biz 口振分割入金サービスは、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
- (2) Biz 口振分割入金サービスの利用を申込される方は Biz エクスプレス口振サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
- (3) 当行は、お客様のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 口振分割入金サービスのお申込を承諾しないことがあります。
- (4) お客様は、当行所定の方法により Biz 口振分割入金サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。
- (5) Biz 口振サービスを取止める場合は、Biz 口振分割入金サービスも取止めるものとします。

5. 当行からのサービス取止め・サービス廃止

- (1) 当行は、お客様について次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 口振分割入金サービスを取止めできるものとします。
- (ア) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
- (イ) お客様が Biz 口振分割入金サービスの契約に違反したとき。
- (2) BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 口振分割入金サービスも当然に取止めになります。
- (3) Biz 口振分割入金サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。
- (4) BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 口振分割入金サービスによる取引に使用する口座が解約されたときは、Biz 口振分割入金サービスも当然に終了するものとします。

第3条 BizSTATION エクスプレス口振サービス(至急通知)

1. BizSTATION エクスプレス口振サービス(至急通知)とは

- (1) BizSTATION エクスプレス口振サービス(至急通知)(以下「Biz 口振至急通知サービス」といいます。)とは、Biz 口振サービスをお申込のお客さまが、BizSTATION 口座振替サービス利用規定で定められた結果通知照会ができる日より前に、引落結果の照会・ダウンロード(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に従い、口座振替引落結果を確認する事および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い、口座振替収納取引の結果を受信する事も含みます。以下同じです。)ができるサービスのことをいいます。
- (2) Biz 口振至急通知サービスの利用にあたっては、Biz エクスプレス口振サービス規定および Biz 口振関連規定を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」等に Biz 口振至急通知サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz エクスプレス口振サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz エクスプレス口振サービス規定が優先されるものとします。

2. 内容

- (1) 結果通知の照会・ダウンロードが、引落日の翌営業日以降にできます。
- (2) Biz 口振至急通知サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz 口振至急通知サービス対象の取引となります。当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz 口振至急通知サービス対象とはなりません。

3. 手数料

- (1) Biz 口振至急通知サービスの利用にあたっては、Biz 口振至急通知サービス初期手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 口振至急通知サービス初期手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 口振至急通知サービスおよび消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、Biz 口振至急通知サービスが外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
- (2) Biz 口振至急通知サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼は、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振至急通知サービスの従量料金を加えた手数料および消費税をいただきます。なお、当行は BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振至急通知サービスの従量料金を加えた手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた指定の預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。
- (3) 引落済の手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

4. 利用申込・サービスの取止め

- (1) Biz 口振至急通知サービスは、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
- (2) Biz 口振至急通知サービスの利用を申込される方は Biz エクスプレス口振サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
- (3) 当行は、お客様のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 口振至急通知サービスのお申込を承諾しないことがあります。
- (4) Biz 口振サービスを取止める場合は、Biz 口振至急通知サービスも取止めるものとします。

5. 当行からのサービス取止め・サービス廃止

- (1) 当行は、お客様について次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 口振至急通知サービスを取止めできるものとします。
- (ア) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
- (イ) お客様が Biz 口振至急通知サービスの契約に違反したとき。
- (2) BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 口振至急通知サービスも当然に取止めになります。
- (3) Biz 口振至急通知サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

(4) BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 口振至急通知サービスによる取引に使用する口座が解約されたときは、Biz 口振至急通知サービスも当然に終了するものとします。

第4条 BizSTATION エクスプレスロ振サービス(夜間分入金/夜間分通知)

1. BizSTATION エクスプレスロ振サービス(夜間分入金/夜間分通知)とは

(1) BizSTATION エクスプレスロ振サービス(夜間分入金/夜間分通知)(以下「Biz 口振夜間分入金/通知サービス」といいます。)とは、Biz 口振サービスをお申込のお客さまが、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座からの引落処理において、引落日夜間の当行所定の時限までに実施される初回引落処理で引落結果を確定させる事により、引落日当日以降に引落結果の照会・ダウンロードを行うことができ、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座から引落した金額の合計額を、引落日當日に、委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金するサービスのことをいいます。

(2) Biz 口振夜間分入金/通知サービスの利用にあたっては、Biz エクスプレスロ振サービス規定および Biz 口振関連規定を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」等に Biz 口振夜間分入金/通知サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz エクスプレスロ振サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz エクスプレスロ振サービス規定が優先されるものとします。

2. 内容

(1) 当行は、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座から、引落日の当行所定時限までに実施される初回引落処理で引落した金額の合計額においては、引落日の當日に委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金するものとします。

(2) 当行は、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座からの引落処理において、引落日の当行所定時限までに実施される初回引落処理で資金不足になった場合には、それ以降引落日の當日に入金等がなされた場合であっても、引落処理は行いません。

(3) 引落結果の照会・ダウンロードが、引落日の當日以降にできます。

(4) Biz 口振夜間分入金/通知サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz 口振夜間分入金/通知サービス対象の取引となります。

(5) 当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz 口振夜間分入金/通知サービス対象とはなりません。

3. 手数料

(1) Biz 口振夜間分入金/通知サービスの利用にあたっては、Biz 口振夜間分入金/通知サービス初期手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 口振夜間分入金/通知サービス初期手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 口振夜間分入金/通知サービスおよび消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、Biz 口振夜間分入金/通知サービスが外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

(2) Biz 口振夜間分入金/通知サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼は、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振夜間分入金/通知サービスの従量料金を加えた手数料および消費税をいただきます。なお、当行は BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz 口振夜間分入金/通知サービスの従量料金を加えた手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた指定の預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。

(3) 引落済の手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

4. 利用申込・サービスの取止め

(1) Biz 口振夜間分入金/通知サービスは、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。

(2) Biz 口振夜間分入金/通知サービスの利用を申込される方は Biz エクスプレスロ振サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。

(3) 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 口振夜間分入金/通知サービスのお申込を承諾しないことがあります。

(4) お客さまは、当行所定の方法により Biz 口振夜間分入金/通知サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。

(5) Biz 口振サービスを取止める場合は、Biz 口振夜間分入金/通知サービスも取止めるものとします。

5. 当行からのサービス取止め・サービス廃止

(1) 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 口振夜間分入金/通知サービスを取止めできるものとします。

(ア) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。

(イ) お客さまが Biz 口振夜間分入金/通知サービスの契約に違反したとき。

(2) BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 口振夜間分入金/通知サービスも当然に取止めになります。

(3) Biz 口振夜間分入金/通知サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

(4) BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 口振夜間分入金/通知サービスによる取引に使用する口座が解約されたときは、Biz 口振夜間分入金/通知サービスは当然に終了するものとします。

第5条 関係規定の適用

Biz エクスプレスロ振サービス規定および Biz 口振関連規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第6条 サービス内容または規定の変更

Biz 口振日短サービス、Biz 口振分割入金サービス、Biz 口振至急通知サービスもしくは Biz 口振夜間分入金/通知サービスまたは Biz エクスプレスロ振サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第7条 補則

1. Biz エクスプレスロ振サービス規定は、2021 年 9 月 13 日をもって、「エクスプレスロ振サービスに関する依頼書(請求受付)」、「エクスプレスロ振サービスに関する依頼書(資金入金)」および「エクスプレスロ振サービスに関する依頼書(結果返却)」に記載された内容から変更されたものです。

2. 2021 年 9 月 12 日以前に「エクスプレスロ振サービスに関する依頼書(請求受付)」、「エクスプレスロ振サービスに関する依頼書(資金入金)」または「エクスプレスロ振サービスに関する依頼書(結果返却)」を当行に提出の上で当該サービスの利用を申し込みされた方は、2021 年 9 月 13 日時点で Biz エクスプレスロ振サービス規定の内容をご了承されたものとし、それ以降は Biz エクスプレスロ振サービス規定が適用されるものとします。

以上